

選択的夫婦別姓をめぐる新聞報道の分析 ——賛否理由におけるニュースフレームを視野に入れて

石 山 玲 子

1. はじめに

1985年にわが国が批准した女子差別撤廃条約は、夫と妻の同一の権利として、特に姓を選択する権利を挙げ、さらに、法律上の平等ばかりでなく事実上の平等を実現することを締約国に求めている。ところが、わが国の民法では法律上の平等は規定しているが、事実上、結婚した夫婦の約97%が夫の姓を選択していて、ほとんどの場合女性が改姓する結果となっている。このような状況を背景として（女性の地位向上と絡んで）、法曹界や市民団体などを中心に、夫婦同姓と夫婦別姓を自由に選べる法制度を求める声が高まってきた（福島ほか、1992）。

いうまでもなく現在の夫婦同姓の原則においては、結婚することにより夫婦のうちどちらか一方が姓を変えることを余儀なくされている。もちろん、夫婦が同じ姓を名のることにより、夫婦としての一体感をもち家族の絆を強く感じる人も多いが、中には、新しい姓に違和感をもつ人がいたり、また、仕事を続ける上で不便や不利益が生じる場合もある。選択的夫婦別姓制度とは、前者のようにいままで通り夫婦同姓を選ばない人はそのようにするが、後者のような人々の問題を解消するために、夫婦同姓を強制するのではなく夫婦別姓も選べる制度をつくろうというものである。

ここ数年の間、この夫婦別姓問題をめぐって賛否に意見が分かれ、論議を呼んでいる。内閣官房総理大臣広報室編による「世論調査年鑑」から夫婦別姓問題を扱った世論調査を拾い出してみると、これまでに国レベル、県レベル、自治体レベル、民間レベルなどで多くの調査が実施さ

れていることが分かる。例えば、全国レベルでの調査を見ると、2006年12月に実施された内閣府による世論調査では、「夫婦が希望している場合には、別姓を名のることができるように法律を改めてもかまわない」という賛成派は36.6%で、「法律を改める必要はない」という反対派は35.0%と拮抗している。内閣府（旧総理府）は、1996年と2001年にも同様な調査を行っているが、1996年には賛成派は32.5%で反対派が39.8%、2001年には賛成派は42.1%で、反対派は29.9%であり、これらの3調査をみても調査時期による差は見られるものの、どちらかが過半数を大きく超えることはない¹⁾。これは、他のどの世論調査結果を見ても同様で、賛成もしくは反対いずれかの意見が大勢を占めているわけではなく、賛否両論に分かれているというのが現状のようだ。

人々の意見や態度形成においては、個人的要因だけに限らず、さまざまな政治的、社会的、文化的要因が関わってくることはいうまでもない。このような中、夫婦別姓問題を考える上で態度形成・変化の要因の一つとしてメディアの影響を挙げることができよう。メディアによって報道されるか否か、報道される場合、どのように報道されるかによって、この問題に対する人々の認識にも大きな違いが生じると考えられる。現代社会においては、報道されることによってはじめて認知できる事柄も少なくない。新聞は、今人々は何を知るべきなのかという問題を、報道することによって投げかけている（鶴木、1999）。また、争点を報道する場合にも、それをどのような切り口（ニュースフレーム）で報道するかによって、人々のその問題に対する認識の仕方に大きな影響を与えていると思われる（e.g., Iyenger, 1991; Cappella & Jamieson, 1997）。

ニュースフレームは、メディアがある公共的問題を報道する際、そこに何を含めるか（あるいは何を省くか）、どの要素を強調するか（あるいはしないか）を決定するものであり、その問題に対する人々の注意がある一定方向に向けるはたらきをするものと考えられている。このようなフレーム研究は、汎用型（e.g., Neuman et al., 1992; Iyenger, 1991）と争点特定型（e.g., Gitlin, 1980）に分けることができる。

Neumanら（1992）は、マスメディアの政治コミュニケーションを通じて、有権者の政治的認知がどのように構成されるかをテーマにニュースフレームの研究を行った。彼らは、米国の政治ニュースの複数の争点を取り上げ内容分析を行い、「経済的フレーム」、「対立抗争のフレーム」、

「無力さのフレーム」、「ヒューマン・インパクトのフレーム」、「道徳性のフレーム」という5種類のメディアフレームを見い出している。さらに、ニュースの内容分析に加えて視聴者に対する深層面接調査を行い、さまざまな公共の問題を解釈する上で、メディアだけではなくニュースの受け手もまたこれら5つのフレームに大きく依拠していることを見いだした。

Iyengar (1991) は、テレビニュースにおける公共的争点の提示の仕方を「エピソード型フレーム (episodic frame)」と「テーマ型フレーム (thematic frame)」に区別した。「エピソード型フレーム」とは、事例やエピソード中心の描写のこといい、「テーマ型フレーム」とは、一般的・抽象的観点からの描写を指す。Iyengar は、争点を描写する際のフレームの違いが、その問題を引き起こした責任は誰にあるのか、あるいは対策は誰が講じるべきなのか、といったことに対する視聴者の認識に影響を及ぼすと指摘する。そして、エピソード型フレームがテレビニュースの主要な表現方法であり、このフレームによって、ニュースで取り上げられた社会・経済的争点の原因や責任が、構造的な要因より、当事者や被害者としての個人にあるという印象を視聴者に抱かせる傾向があることを実証的に検証した。

社会学的視点から特定の争点を扱ったフレーミング研究としては、たとえば、Gitlin (1980) の研究が有名である。彼は、ベトナム反戦運動をテーマに取り上げ、時系列的に質的分析を行うことにより、ニューレフトに対する新聞報道のフレームが、時の経過に従って変化することを提示した。その結果、メディアフレームが既存の社会体制維持の方向性を保持していると批判的に結論づけている。

本稿では、新聞報道の分析を時系列を追って行うことにより、新聞が夫婦別姓問題をどう扱っているかを考えてみたい。果たして新聞はこの夫婦別姓問題をどの程度報道しているのだろうか。報道する場合どのような切り口(フレーム)で取り上げているのだろうか。さらに、このような研究課題に取り組んでいくことを通じて、選択的夫婦別姓という争点について考察し、今後の議論の一助となることを目的とする。もちろん、すべての社会問題がそうであるように、この問題には、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられるが、新聞報道がどう行なわれたかを明らかにすることは、この問題を総合的に考える上で、重要な一

要素となるものである。

2. 夫婦別姓問題の経緯

民間からの要望を受け、近年はじめて夫婦別姓が取り上げられたのは1989年、首相の私的諮問機関である婦人問題有識者会議においてである(高橋・折井・二ノ宮 1995)。さらに、1991年1月には、法相の諮問機関である法制審議会民法部会身分法小委員会が正式に「夫婦別姓」の検討に入った。その後、論議が重ねられ「選択的夫婦別姓」案が提示された。「選択的夫婦別姓」案とは夫婦同姓と夫婦別姓を自由に選べる法制度案を指し、同姓も別姓も同等として扱われている。これまで1996年に法制審議会が答申したが、保守系国会議員らに反対、慎重論があり同年5月に国会上程は見送りとなった(池内 1997)。1996年以降、野党から法務省案とほぼ同様の案が繰り返し提出されているのだが、どれも、ろくに審議されないまま繰り越されたり、審議未了のまま廃案になったりしている²⁾。

2001年11月に法務省の「選択的夫婦別姓」案が再提出されるものの再度見送りとなった。これを受けて、翌年4月には夫婦別姓に反対する国会議員に配慮し、原則は同姓で別姓は例外とする「例外的夫婦別姓」案が新たに法務省により提示された。しかし、結局、これも意見の集約をみることができず、この時点で法務省は民法改正案を提出することを断念し議員提案を支持する方針へと転換した。そこで、2002年7月、さらに反対派の意向を考慮した案が、一部の自民党の国会議員によって「家裁許可制夫婦別姓」案として提示された(久武 2003)。しかし、原則同姓で別姓を望む際には家裁の許可を必要とするこの法案も結局見送られ、その後、再提起されたが、2004年3月、国会提出は再度見送りとなっている。

一方、1997年に法務部会で検討された「旧姓統称制度」(通称制度)案だが、その後、選択的夫婦別姓制度に反対している自民党を中心とした国会議員の一部により法案提示の意向が示されるものの、改正案として正式に提出されるに至っていない。これは、前述の3案とも大きく異なり、戸籍上は夫婦同姓となっていて別姓という選択肢はない(福島 1996)。しかし、結婚した夫婦のうち姓を変更した人が、実生活上もと

の姓を通称として名のれるよう法律で保護するものである。このように、これまで夫婦別姓と一口に言ってもさまざまな案が提示されており複雑だ。

この夫婦別姓問題は最終的にどのような形で決着をみるか定かではないが³⁾、少なくともおよそ10年に渡って議論されてきた「選択的」夫婦別姓制度という案は、「例外的」さらには「家裁許可制」という形へ矮小化されてしまったという経緯がある。

3. 研究方法

(1) 分析の手続き

今回の研究では、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の全国紙3紙に掲載された記事を対象にした。分析記事の抽出に先立ち、新聞記事のデータベースである「Gサーチ」を利用し、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の朝・夕刊に「夫婦別姓」という言葉が見出しに含まれる記事を検索した。期間は1987年から2006年までの20年間である。その後、データベースによる記事検索の結果をもとに、3紙の縮刷版を対象に該当する新聞記事をすべて拾い出したところ594件であった。

次に、縮刷版を対象に拾い出した総記事件数を時期を追って詳しく見ていく。図1に示す通り、3紙の傾向に大きな差はみられなかった。1987年と1988年に読売新聞に記事が1件ずつあっただけで、はじめの2年間はほとんど記事がない。それから1989年に入り、朝日新聞と毎日新聞において記事が掲載されはじめた。この年は、近年はじめて、「婦人問題企画推進有識者会議」で夫婦別姓問題が取り上げられた年である。

その後、記事件数は徐々に増加を続け、1996年に急増してピークを迎える。この年の後半には一旦減少するものの、1997年前半には再び増加し、記事総数はこの期間だけで全体の3割近くを占める。しかし、1997年後半以降、記事件数は激減する。このピークである1996年の2月は、法務省が選択的夫婦別姓制度導入を認める民法改正を目指し5年来調査検討を続け法案を答申した月である。その後、自民党内で、検討が重ねられ1997年3月には、夫婦別姓制度に代え「旧姓統称制度」(通称制度)に一旦大筋合意したのにもかかわらず、結局ここでも意見の集結をはかることができずに、同年5月に改正法案の国会提出はまたもや見送りと

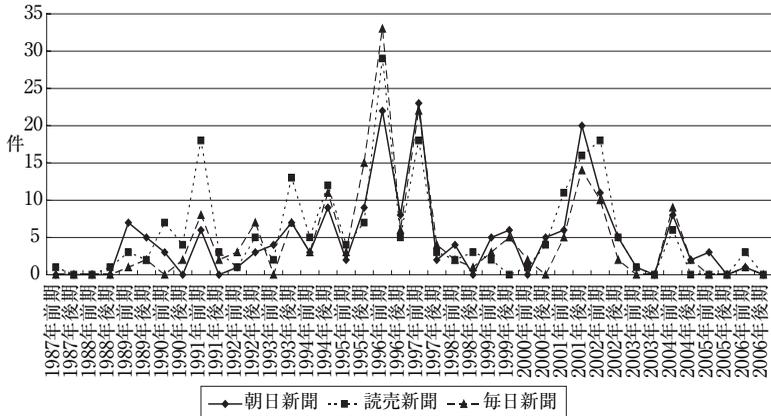


図1 夫婦別姓記事件数

なった。この時点で法案成立のめどが立たなくなり、選択的夫婦別姓はニュース価値を失い、1997年後半以降の記事数の激減につながったと思われる。

しかし、その後、記事総数は2001年後半に増加する。2001年5月に内閣府によって実施された世論調査結果が、8月に新聞紙上に一斉に掲載された。夫婦別姓に関する民法改正に賛成する人が反対する人をはじめて上回ったという報告は、これまで低迷していた別姓論議に勢いをもたらした。早速、11月には法務省が6年ぶりに選択的夫婦別姓の試案を提示したが、結局またもや見送りとなった。そこで、2002年4月の同姓を基本とする例外制案の登場となる。しかし、これも法務部会で意見がまとまらず6月には国会提出を断念するに至った。それに伴い、翌7月には、自民党有志の「例外的に夫婦別姓を実現させる会」による家裁許可制案が浮上するものの、記事件数は2002年以降減少している。

ここで大きな分岐点と考えられるのが2002年の4月である。それまでおよそ15年間は、法制審の答申に基づき選択的夫婦別姓制を柱とした民法改正案について論議が行われてきた。つまり、同姓と別姓を同等に位置づけ、どちらかを選べるという制度の別姓論議である。しかし、これ以降は、代替案として例外制、もしくは、家裁許可制が提出されることにより、同姓を基本とし別姓を例外として位置づけた例外制、もしくは、同姓が基本で別姓が例外であるばかりでなく家裁というより高い

ハードルを加えた家裁許可制についての別姓論議となる。これら選択か例外かの違いは大きく、選択的夫婦別姓を支援してきた人々からも同姓を基本とした後述の2案には異論を唱えるものも少なくない⁴⁾。

本稿では以後、選択的夫婦別姓に焦点を当てた分析を行なうこととする。つまり、分析期間を1987年から2002年4月（「選択制」から「例外制」へ方向転換をしたとき）までのおよそ15年間として詳しい分析を進めていく。

(2) 分析対象と手順

選択的夫婦別姓の分析を行なうにあたり、先に拾い出した縮刷版の新聞記事から半数の記事を無作為に抽出し、それをコーディングシートに基づいて内容分析を行った。分析対象となった新聞3紙の記事件数を見ると、朝日82件、読売96件、毎日82件、3紙合計260件で、そのうち2割に対してダブルコーディングを行い、一致度を算出した。その結果、ダブルコーディングをした項目全てに関して一致度は8割を超えたので分析項目として採用した。

分析では、まず、全期間を対象に分析した後、次に、これを記事の内容から重要な分岐点となる出来事が生じたと判断した日を基準にⅠ期～Ⅲ期に分け、時期ごとの傾向を探った。Ⅰ期は1987年1月1日から1994年7月12日まで、Ⅱ期は1994年7月13日から1996年5月22日まで、Ⅲ期は1996年5月23日から2002年4月10日までとした。

Ⅰ期は、法務省が夫婦別姓についての民法改正案をはじめて3案というたたき台として提示した日までとした。それまでは、弁護士団体や市民活動団体や学識者など推進派が主導の問題という観がぬぐえなかったが、この時点で新聞紙上に一斉に掲載されることにより、夫婦別姓という言葉が広く一般的人々に周知され身近な問題として意識に上りはじめたと思われる。Ⅱ期は、その後、民間でも政局面でも論議が重ねられ法案成立にもう一步という時点に事がすすんだようにみえたが、結局、自民党の意見が収拾できずとうとう法務省が提示した改正案の国会工程が断念された時までとした⁵⁾。この時点で、それまで追い風ムードであった選択的夫婦別姓論議が、急速に力を失い方向転換を強いられたと思われる。そこで、それ以降をⅢ期と定めた。Ⅲ期の区切りとなる2002年4月10日は、前述のとおり、これまで別姓と同姓のどちらも選択できるとし「選択制」を提案していた法務省が、同姓を基本とする「例外

制」へというように方針を大きく方向転換し、「例外制」案をあらたに自民党法務部会に提示した日である。ここで、「選択制」を柱とした夫婦別姓問題は、一区切りとなった。記事件数はⅠ期71件、Ⅱ期72件、Ⅲ期117件であった。

(3) 分析項目

まず、記事を分析単位とし、サンプリングした記事を対象に、以下の項目に分析した。(1) 掲載面、(2) 記事分類、(3) 写真の有無、(4) 図表の有無、(5) データの有無、(6) 本文記事の文字数、(7) 見出しの論調、(8) 記事中の賛否理由の有無。その後、記事中にある賛否の理由一つ一つを分析単位とし、詳細な分析を行った。本稿では紙面の制約上、主要な分析結果のみについて見ていくことにする。

4. 分析結果

(1) 記事の概観

まず、3紙に傾向の違いがないか調べるために、各項目と3紙のクロス集計および χ^2 検定を行った。その結果、掲載面を除いて有意差はみられなかったので、以下の議論では3紙合計で話を進めていく⁶⁾。

1) 記事分類

記事は大別して、意見を伝えている記事と事実を中心に伝えている記事とに分けられる。まず、夫婦別姓に関する意見を伝えている「解説・社説」「学識者意見」「政治家意見」「一般意見」、さらに、事実を中心に伝えている「国会を中心とした政治的動向」「その他の政治的動向」「民間その他の動向」「イベント」そして、「その他」の9項目に分類した(表1参照)⁷⁾。最も多かったのは、「国会を中心とした政治的動向」で29%あり、それに続くのは「一般意見」で21%、両者で全体の半数を占めた。次に、「民間その他の動向」や、「その他の政治的動向」、それに、「解説・社説」の3項目がそれぞれ約10%を超えた。その他には、「イベント」記事や、「学識者意見」の2項目が続く。「政治家意見」と「その他」は若干であった。

次にこれらを3つの時期に分けてみると、時期ごとに傾向の違いが見られた。Ⅰ期では投書などの「一般意見」が最も多く全体の4分の1を

	イベント情報	国会中心動向	他政治動向	民間の動向	一般の意見	学識者意見	政治家意見	社説・解説	その他
I期%	12.7	8.5	14.1	12.7	26.8	8.5	1.4	12.7	2.8
II期%	5.6	19.4	8.3	9.7	31.9	6.9	1.4	13.9	2.8
III期%	6.0	47.4	10.3	12.1	11.2	2.6	1.7	6.9	1.7
全期間 %(n)	7.7 (20)	29.0 (75)	10.8 (28)	11.6 (30)	21.2 (55)	5.4 (14)	1.5 (4)	10.4 (27)	2.3 (6)

($\chi^2=47.34$, $p<.001$)

表-1 時期ごとに見る記事内容の割合

占めた。ほかの時期と比較して「社説・解説」などメディアが提示した記事や、地方議会の動きなど国会以外の「その他の政治的動向」や「イベント」開催のお知らせ、それに「民間その他の動向」もそれぞれ13%程度あり、この時期には平均的に様々な分野の記事が掲載されているのがわかる。

II期はI期と傾向が似ている。I期よりさらに「一般意見」の割合が増加して全体の3分の1を占めた。さらに、「国会を中心とした政治的動向」の割合も倍増し19%を超えた。その代わりに「その他の政治的動向」や「イベント」開催のお知らせは減少した。この時期は、主として民間レベルと国会レベルでこの問題が論議されている様子が推測される。

III期はそれまでと傾向が一変する。「国会を中心とした政治的動向」の割合が激増し47%を超え記事の半数近くを占めた。その代わりにI期とII期で最も多かった「一般意見」の割合は激減した。II期で減少した「その他の政治的動向」や「イベント」開催のお知らせは、II期とさほど変わらないが「社説・解説」など新聞社の意見を表明する記事や「学識者意見」も減少した。III期では、「国会を中心とした政治的動向」に記事が集中し記事分野がかなり限定される傾向がみられた。

さらに、上記の9項目を「意見を伝えている記事」（「学識者意見」「政治家意見」「一般意見」「解説・社説」と「事実を中心に伝えている記事」（「国会を中心とした政治的動向」「その他の政治的動向」「民間その他の動向」「イベント」「その他」）に2分した。その結果、意見記事は38.5%、事実記事が61.5%で事実記事のほうが多かった。次にこれらを3つの時期に分けてみると、時期ごとに傾向の違いが見られた ($p<.001$)。I期とII期は意見記事と事実記事はそれぞれ5割程度であったが、III期には、意見記事は22%、事実記事が78%と事実記事が大半を

占めるようになっていた。

2) 字数分類

記事の長さを、文字数によって3つのカテゴリーに分類した。ここでは便宜上、400字未満の記事を「短い記事」、400字から999字までの記事を「中くらいの記事」、1000字以上を「長い記事」とした。「短い記事」(39.6%)は最も多く、次に「中くらいの記事」(35%)が続き、「長い記事」(25.4%)が最も少なかった。

これを時期ごとに比較してみると、時期による傾向の違いが見られた($p < .05$)。Ⅰ期とⅡ期は同じ傾向で、「短い記事」も「中くらいの記事」も「長い記事」もほぼ同じような割合になっていた。しかしⅢ期には、「短い記事」が増加し49%と全体の半数を占め、それに対し「長い記事」は18%に減少した。つまりⅢ期は短い記事が多く、紙面ではあまり詳しく論じられていないという傾向がみられた。

3) 見出し

ここでは見出しの論調を、肯定的、否定的、どちらでもないの3つに分類した。分析の結果、見出しの論調には、肯定的な表現の見出しが最も多く、46%であった。否定的な表現の見出しは肯定的表現の見出しの3分の1以下で、14%とかなり少なかった。また、どちらでもないという中立的表現も多く41%であった。

次に、見出しの論調について意見記事と事実記事の間に違いが見られるかどうかを、各時期に分けて分析してみた(図2参照)。すると、Ⅰ

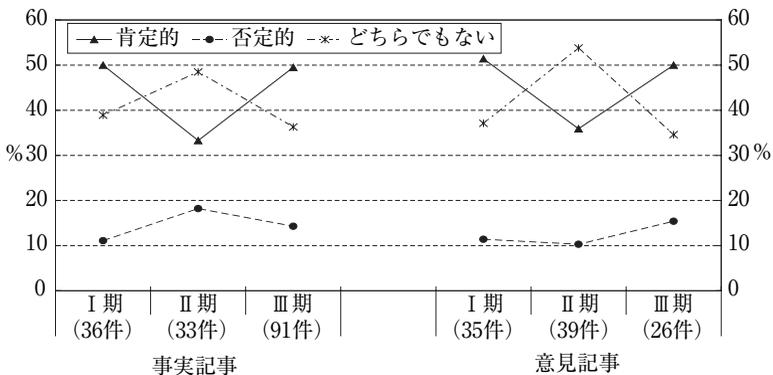


図2 時期ごとにみる見出しの論調

期は、事実記事も意見記事もともに肯定的表現が最も多く、約50%程度を占めていたのに対し、否定的表現は最も少なく、ともに11%だった。

ところが、Ⅱ期は、事実記事も意見記事も中立的表現が最も多くなり、ともに50%前後に増加した。否定的表現は相対的に少なく、事実記事には18%、意見記事には10%に過ぎなかった。一方、肯定的表現は事実記事も意見記事もともに全体の3分の1程度に減少していた。(写真や図表を使った記事が他の期に比べて多く2割前後を占めていた⁸⁾)

Ⅲ期は、Ⅰ期と傾向が類似していた。事実記事も意見記事も肯定的表現が最も多く、ともに約50%程度を占め、否定的表現は最も少なく、ともに15%前後だった。肯定的表現の見出しと否定的表現の見出しの割合を比較してみると、どの時期も肯定的表現の見出しの方が多かった。

(2) 夫婦別姓に対する賛否の理由

ここまでは、記事を単位として分析を行ってきたが、以下では、記事の中に挙げられている夫婦別姓に対する賛否の理由一つ一つを分析単位とし、どんな理由が提示されているのかを分析した⁹⁾。これにより新聞が夫婦別姓という複雑な側面をもつ争点を、どのような切り口から報道しているのかについて、その一端をうかがい知ることができると思われる。

サンプリングした記事の中から、夫婦別姓に対し賛成もしくは反対の理由を具体的に述べている記事(理由付き記事)を拾い出したところ、理由付き記事は157あり、全体の60.4%であった。

まず、上述の157記事(理由付き記事)の中にそれぞれの理由がどのくらいの頻度で登場しているかその割合をみた。理由付き記事の20%以上に掲載されている理由は、賛成理由5項目、反対理由2項目であった。賛成理由は「不便・不利益」「人格権」「男女平等」「家制度改革」「多様な価値観」の5項目であり、中でも「不便・不利益」と「人格権」は30%以上の記事に掲載されていた。一方、反対理由は「家族崩壊」「一体感喪失」で、「一体感喪失」は30%を超えて掲載されていた。いずれにしても賛成理由の項目数が多いのが特徴である。

次に、時期ごとの傾向を見ていこう。図3、図4が示す通り、時期ごとの傾向に有意な差が見られた項目は賛成理由、反対理由ともに4項目ずつあった¹⁰⁾。

Ⅰ期に掲載された割合が高い理由をみると、賛成理由では「家制度改革」が30%以上の記事に掲載され、「人格権」、「男女平等」は50%近く、

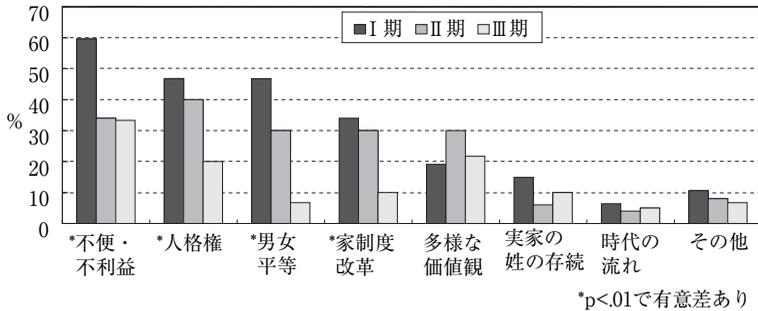


図3 時期ごとに見た賛成理由の出現頻度

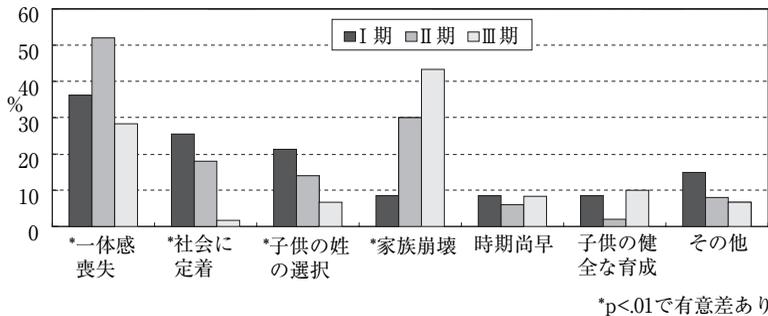


図4 時期ごとに見た反対理由の出現頻度

さらに「不便・不利益」に至っては、ほぼ60%の記事に掲載があった。つまり、この時期の「理由付き記事」のおよそ半数には、これら「人格権」、「男女平等」、「不便・不利益」の3項目が賛成理由として、挙げられていたことになる。それに対し反対理由は「子供の姓の選択」と「社会に定着」が20%を超えて掲載されており、「一体感喪失」が30%を超えていた。I期では、理由の項目数においてもその占める割合においても、賛成理由がかなりの率で記事中を占めており、逆に反対理由はさほど多くはなかった。

II期に掲載された割合が高い理由をみると、賛成理由の「人格権」がおおよそ40%で、「不便・不利益」や「男女平等」、「家制度改革」も減少してはいるものの根強く続き30%を超え、加えて、「多様な価値観」が増加し30%程度を占めた。この時期も賛成理由の数は多い。一方、反対理由をみると、「一体感喪失」が、急増し50%を超えていた。I期では

40%以上の記事に掲載されていた反対理由はなかったのだから、この理由の増加ぶりは注目に値する。さらに、「家族崩壊」が増加し30%を超えた。概して、賛成理由の数は変わらず多いが、反対理由も数は少ないながらやや増加し、特に「一体感喪失」の急増は突出していた。

Ⅲ期には、様子が一変した。賛成理由は「不便・不利益」のみが30%を超え、一方、反対理由では、Ⅱ期で突出していた「一体感喪失」は減少するものの28%あり、それに加えⅡ期で急増した「家族崩壊」がさらに増加し40%を超えた。賛成理由では、「多様な価値観」は少し減少し約22%となり、「人格権」は半減した。Ⅲ期に理由付き記事に掲載される割合が高い理由として、反対理由が押している様子が覗えた。尚、減少した理由をみると、賛成理由の「家制度改革」と「男女平等」が10%以下に激減し、とりわけ「男女平等」は約7%と少数になっていた。反対理由の「子供の姓の選択」と「社会に定着」も減少し、「子供の姓の選択」は約7%で、「社会に定着」は激減し理由中最低となり、2%にも満たなかった¹¹⁾。

I期からⅢ期を通じて、「実家の姓の存続」と「時代の流れ」という賛成理由、「子供の健全な育成」と「時期尚早」という反対理由は、ほとんどが10%以下の少ない理由として時期による大きな変化も見られず定着していた。

5. 考 察

まず、選択的夫婦別姓が論じられた、1987年から2002年までの15年間で時期ごとに見てみると、I期は問題提示の時期であったと言えよう。Ⅱ期のピークに向け、記事件数の登り坂のグラフ(図1)に示されているように、徐々に問題を顕出していく。記事件数の増加に加え、事実記事にも意見記事にも選択的夫婦別姓導入に対する肯定的な見出しが多かったことなどからも、この問題に取り組む新聞の積極的な姿勢が覗える。夫婦別姓は、1989年にはじめて「婦人問題企画推進有識者会議」で取り上げられた経緯からわかるように、女性の権利問題という位置づけである。つまり、I期には、男女平等を目指した選択的夫婦別姓制度が、メディアによって一般の人々の前に提示されたというわけだ。

Ⅱ期には、新聞紙上にはさまざまな提案がなされる。それとともに、

議論を喚起するため法案成立に向けて様々な角度から検討がなされていた時期でもあった。Ⅱ期に記事件数が最高潮に達することや、記事の分類において様々な分野の記事が掲載されていたことなどもそれを示している。さらに、事実記事や意見記事において中立的表現の見出しが多く、加えて、写真や図表を使った記事が他の期に比べて多く2割を占めていたことなども、解説的な記事が多く、理解を深めるために客観的情報が提示された記事が多かったためと推測される。

しかし、法案成立に向け順調に進んでいいたかに見えたこの問題は、自民党の一部の反対で成立のめどが立たなくなったⅢ期には記事件数が減少し、しかも短い記事の割合が増加し、全体的に報道量が少なくなっている。議題設定研究が示すとおり、公共的争点はメディアが取り上げなければ人々の意識にのぼらない。取り上げられても量が少なければ、あまり重要な問題だと認知されにくくなる (e.g., McCombs & Show 1972; 竹下 1998)。報道量の減少は、人々が夫婦別姓問題を認知する機会が減ることにつながると同時に、たとえ人々がこの問題を認知していても、さほど重要な問題ではないという認識を与えかねない。

さらに、事実記事の割合がⅢ期においてのみ高くなっていたという結果や、国会の動向を伝える事実記事の割合が多くなり、それに対し、一般意見を中心とした意見記事の割合が減少していたことなども議論が展開されていなかったことの裏付けとなろう。いわば、この問題が期待するような成果をあげることができず、ここでニュースバリューを失ったかのように見える。

次に、Ⅰ期という問題提示期において高い割合で示された一連の理由をあらためて見ると、「平等・自由」の中でも平等という価値が強調されたニュースフレームである「男女平等」という理念に集約される。つまり、現行の同性強制という制度において、不便不利益をこうむる人の大半は女性であり、人格権を脅かされるのも女性である。家制度に縛られる人も同様だ。Ⅰ期にこれら一連の理由を紙上に表出することにより、平等の問題として「女性の権利」が具体的に紙上に提起されていたことがわかる。いわば、夫婦別姓問題は、女性の権利運動の流れの中に組み入れられ、次第に女性の権利として位置づけられるようになる。

賛否論議の場でもあるⅡ期には、論議において「男女平等」という理念が引き続き提示される。しかし、反対理由として、家族崩壊の危機と

いう立場から「家族尊重」という価値に基づいたニュースフレームが対抗してくる。一体感が喪失している家族もあるというような議論は別として、一体感喪失という反対理由も家族崩壊阻止という大きな枠中に組み込まれるものであろう。つまり、ここでは、メディアが平等の問題として「女性の権利」を提示することにより、人々の「女性の権利」に対する賛否が問われることとなるのだが、反対派は、女性の権利（平等）に反対していると認識されることを恐れ、伝統的な家族の価値観である「家族尊重」を唱えるようになるのではないか。結果として、反対派に「家族尊重」というフレームを適用させることにより、「女性の権利」に反対するという反対派の立場を推移させることとなる。さらに、賛成理由として、「平等・自由」というフレームの中で、自由に重点をおいた「選択の自由」（多様な価値観）というフレームが台頭してくる。これは、賛成派が、「家族の尊重」という反対派のフレームに論理的に対抗しようと試みた結果ともいえよう。結局、「平等・自由」というフレームの中で、これまでの平等に重点をおいた「女性の権利」というフレームから、自由に重点をおいた「選択の自由」というフレームへとメディアフレームは移行され、複雑化していく。この「選択の自由」へのフレームの移行は、平等を強調する社会主義から自由を基盤とする自由主義への移行を表すこととなる。この時点で、夫婦別姓問題は女性の権利運動からは離れ、性格を異にすることとなったと考えられる¹²⁾。

結局、Ⅲ期では、Ⅱ期に表出してきた「家族尊重」というフレームは力を増していく。一方、それまで大きく掲げられてきた「男女平等」の理念は影を潜め、「平等・自由」の中でも平等を強調したフレームは、ほとんど消滅し、わずかに自由に重きをおいたフレームが残るのみとなる。このような時期による記事の提示の仕方（切り口；ニュースフレーム）の違いは、人々の問題に対する認識に影響する（McCombs, Einsiedel & Weaver 1991）。その結果、女性の権利を追求する社会運動としての理念を失った夫婦別姓は、大きな世論の喚起をみぬまま、2002年に選択制から例外制へ、さらには家裁許可制へと転換を余儀なくされてしまった可能性がある。

夫婦別姓それ自体は一部の希望者だけが利用する制度ではあるが、その制度実現のための法改正などは、日本の家族像、ひいては社会システムの変化を伴うような大きな社会問題である。現在、前述のような法的

結婚を選択しない事実婚、あるいは結婚をしない人や結婚しても子供を持たない夫婦が増加するなど、家族の形態も多様化してきている（久武、2003）。しかし、これまでの税金や年金などの社会制度は、夫だけを一家の働き手として想定した家族像に基づいている。このようなギャップにどう対応していくかは、現代社会が抱える深刻な問題の1つであり、その点において夫婦別姓論議は重要な意味を持っている。

1996年に法務省の法制審議会が答申までした選択的夫婦別姓法案が、法制審による提起であるのに長期にわたり成立しない特殊例となってしまうのはなぜなのか¹³⁾。その要因はさまざまあり、それらが複雑に絡み合っている。たとえば、言うまでもなく、このような事態が生じた背景には、一部自民党議員の強固な反対など、政策決定過程における様々な政治的要因が働いているからともいえる。しかし、ここで加筆すべきことは、これらの背景要因として、ジェンダー・バックラッシュの大きな流れが関連するだろうという点である。江原（2007）によると、ジェンダーフリー・パッシングなどのジェンダー・バックラッシュはとくに1999年の「男女共同参画社会基本法」の制定をきっかけとして激しくなり、同時に、選択的夫婦別姓制度もその流れを受けて、攻撃の対象になったという。この時期は、本研究の分析期間のⅢ期にあたる。このような視点からⅢ期における新聞報道のフレームの変遷を改めてみると、選択的夫婦別姓は、ジェンダー・バックラッシュの影響を受け、その大きな流れの中に飲み込まれてしまったとも考えられるのではないだろうか¹⁴⁾。今後、両者の関係を明らかにするために、さらには、ニュースフレームの推移が人々へどう影響したかなどを明らかにするために、たとえば、新聞記者や国会議員をはじめ、一般人へのインタビューを行なうなどの多様なアプローチが有効と考えられる。その結果、本稿における新聞分析に加え様々な角度から研究を積み重ね、それらを総合的に考察することにより、問題に対する議論を深めることが期待されよう。

註

- 1) 「世論調査年鑑」（内閣官房総理大臣広報室編）に平成20年度版（20年度版はWEB）まで合計50件を超える世論調査結果が掲載されている。
- 2) 最近では、2009年7月21日、衆議院の解散により、民主・共産・社民党が衆参両院で提出していた民法改正案が廃案となっている（m ネット通信

207号、2009)。

- 3) 読売新聞朝刊(2009年9月27日)によると、先の選挙による自民党から民主党への政権交代により、民法改正の可能性が高まっているという。しかし、近年、民主党内でも、賛否が分かれており、党内対立への懸念からマニフェストに民法改正を明記するのを見送ったという経緯もあり(朝日新聞朝刊、2009年7月15日)、保守系議員の反対の可能性も考えられ、今後の進展が注目されるところである。
- 4) 例えば、朝日新聞(2004年8月27日)の投書では、同姓が基本で別姓が例外的として規定されることによって、別姓を選ぶことが差別的に扱われる気がする、という意見などがある。
- 5) 国会に上程される法案は内閣が出す閣法が大半を占める。閣法は議員立法に比べ成立の可能性が高い(毎日新聞朝刊、2002年4月23日)。
- 6) 新聞記事の記事分類、写真、図表、データ、見出し、賛否理由の有無、「賛否の理由」が有る場合の記事の論調などについて有意差は見られなかった。しかし、掲載面では、朝日新聞は社会面(22%)、読売新聞では解説・投書面(29.2%)、毎日新聞では生活面(28%)が多いなど3紙の間に有意な差が見られた。しかし、各紙の傾向の違いを分析するのが今回の目的ではなく、また、紙面の制約のため、ここではこれ以上詳しい分析は行わない。
- 7) (1)「国会を中心とした政治的動向」は、国や政党を中心とした法案成立に関係する国会の動きを中心とした政治的動向をいい、(2)「その他の政治的動向」は、総理府世論調査、家裁の判決をも含んだ地方議会などを中心とした動向を指す。(3)「民間その他の動向」は、弁護士会の動向、企業によるアンケート調査などを含んだ社会全般における民間の動きのこと、(4)「解説・社説」は、コラム・天声人語などを含んだ新聞社側から書かれた記事である。(5)「学識者意見」は、学識者の意見、論説、インタビュー記事であり、(6)「政治家意見」は、政治家の意見、論説、インタビュー記事である。(7)「一般意見」は、一般人からの投書などの意見やインタビュー記事を指し、(8)「イベント」は、短いインフォメーションの記事でもありイベント、集会、講座などのお知らせや報告のこと、(9)「その他」の9項目。
- (8) 写真と図表について χ^2 検定を行ったところ、時期による違いがみられた(写真、 $p < .05$) (図表、 $p < .05$)。
- (9) サンプリングした記事の中から、夫婦別姓に対して具体的な賛成の理由もしくは反対の理由を取り出し、それぞれの理由1つ1つを1分析単位としたため、1記事に複数の異なった理由をカウントした場合も多い。ただし、1記事中に同じ理由が複数回出てくる場合もあるが、それは1回とカウントした。
- (10) 賛成理由では「人格権」($p < .01$)、「不便・不利益」($p = .01$)、「男女

平等」(p<.001)、「家制度改革」(p<.01)であり、反対理由では、「一体感喪失」(p<.05)、「家族崩壊」(p<.001)、「子供の姓の選択」(p<.10)、「社会に定着」(p<.001)であった。

- (11) I期には約20%あった「子供の姓の選択」には減少傾向が見られⅢ期には約7%と少ない理由になっていた。これは、さまざまな角度から検討が重ねられあらたな提案が再度なされたことにより事実上問題が解消した結果だろう。また、同様にI期に約26%あった「社会に定着」だが、激減しⅢ期にはほとんどなくなっていた。これは、15年という時の流れの中で、女性の社会進出に伴い通称使用を認める企業が実際に増加しているという現実が影響していると思われる。
- (12) メディアシステム依存論を妊娠中絶運動に適用したBall-Rokieach (1990)の研究にも、社会運動に対する同様な考察が見られる。
- (13) 読売新聞朝刊、2006年3月14日による。
- (14) ジェンダー・バックラッシュは政治的バックラッシュと並行して保守化の方向へ進行するのだが、国会議員をはじめとした大きな政治勢力によって推進されているともいわれる(若桑、2006、江原、2007)。

引用文献

- 秋山訓子「民主の政権公約、夫婦別姓見送り」2009 朝日新聞(7月15日朝刊)
- Ball-Rokieach,S.J.,G.J.Power,K.K.Gurthrie,& H.R.Waring. 1990. Value-Framing Abortion in the United States: An Application of Media System Dependency Theory, *International journal of public research*, 2(3), 249-273.
- Cappella, J.N., & Jamieson, K.H. 1997. *Spiral of cynicism: The press and the public good*. New York: Oxford University Press.
- 江原由美子2007「ジェンダー・フリー・パッシングとその影響」『年報社会学論集』20号, 13-24.
- Gitlin, T. 1980. *The whole world is watching: Mass media in the making & unmaking of the new left*. Berkeley, CA: University of California Press.
- 「夫婦別姓 導入へ」読売新聞朝刊、2009年9月27日。
- 福島瑞穂 1996「結婚が変わる」、榊原富士子・吉岡睦子・福島瑞穂(著)『結婚が変わる、家族が変わる一家族法・戸籍法大改正のすすめ』、日本評論社。
- 福島瑞穂・榊原富士子・福沢恵子(編著)1992『楽しくやろう夫婦別姓』明石書店。
- 久武綾子 2003『夫婦別姓—その歴史と背景』世界思想社。
- 池内ひろ美 1997「揺れる議会」遠藤誠・池内ひろ美著『リストラ家族—民法

- 改正と夫婦別姓』社会批評社.
- 石原明洋「民法改正答申放置状態 夫婦別姓、棚上げ10年 非嫡出子の相続格差も」2006読売新聞（3月14日朝刊）
- Iyengar, S. 1991. *Is anyone responsible?: How television frames political issues*. Chicago: The University of Chicago Press.
- 小島明日奈「丸かじり探検隊 選択的夫婦別姓 どうなったか-自民党法務部会を見に行く」2002 毎日新聞（4月23日朝刊）
- McCombs, M.E., & Show, D.L. (1972). The agenda-setting function of mass media. *Public Opinion Quarterly*, 36, 176-187.
- McCombs, M.E., Einsiedel, E & Weaver, D.H. 1991. *Contemporary Public Opinion: Issues and the News*. Lawrence Erlbaum Associates, Inc.
- m ネット・民法改正ネットワーク 2009 m ネット通信207号.
- 内閣府大臣官房政府広報室編 1989～2006、「世論調査年鑑—全国世論調査の現況—」（平成元年版から平成18年版）
- Neuman, W. R., Just, M. R., & Crigler, A.N. 1992. *Common Knowledge: News and the Construction of Political Meaning*. Chicago: University of Chicago Press.
- 佐藤友子「夫婦別姓法案、後退して残念（声）」2004 朝日新聞（8月27日朝刊）
- 高橋菊枝・折井美耶子・二ノ宮周平1995『夫婦別姓への招待』有斐閣.
- 竹下俊郎 1998『メディアの議題設定機能』学文社.
- 鶴木 眞 1999『客観報道』成文堂.
- 若桑みどり 2006「バックラッシュの流れ」若桑他（編）『「ジェンダー」の危機を超える』青弓社, 83-124.
- 内閣府大臣官房政府広報室 「平成20年度版 全国世論調査の現況」www8.cao.go.jp/survey/genkyou/h20/h19-genkyou/index.html